

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	大気汚染防止法の一部を改正する法律案	
規制の名称	解体等工事時における石綿飛散防止	
規制の区分	拡充	
担当部局	環境省水・大気環境局大気環境課	
評価実施時期	令和2（2020）年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>大気汚染防止法（以下「大防法」という。）においては、建築物の解体、改造及び補修作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）に伴う石綿の飛散防止に係る規制を行ってきたところである。前回平成25年の改正から5年が経過し、施行状況の検討を行ったところ、①現行の大防法の規制対象である建築材料（以下「特定建築材料」という。）以外の石綿含有建材について不適切な除去による石綿の飛散が確認されたこと、②解体等工事前の特定建築材料の使用の有無の調査（以下「事前調査」という。）における特定建築材料の見落としが確認されたこと、③短期間で終了する解体等工事については作業基準適合命令等の時機が得られない場合があること及び④除去作業後の特定建築材料の取り残しを確認されたこと等の課題が明らかになった。</p> <p>また、国土交通省の推計によると、建築物の解体工事件数は今後増加し、令和10年頃にピークを迎えるとされており、現時点で規制を強化し、上記の課題に対応しなければ、石綿の飛散及びこれによる国民の健康被害のリスクが大きくなるおそれがある。</p> <p>以上より、次のア～エの措置を講ずる。</p> <p>ア 大防法の規制対象について、全ての石綿含有建材を対象とするための規定を整備する。</p> <p>イ 事前調査の方法を法定化するとともに、一定規模以上等の建築物等について石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果を都道府県等へ報告することを義務付ける。また、調査に関する記録の作成及び保存を義務付ける。</p> <p>ウ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰を創設するとともに、作業基準遵守義務につき下請負人をその対象として追加する。</p> <p>エ 作業結果の発注者への報告並びに作業記録の作成及び保存を義務付ける。</p> <p>これらの規制により、解体等工事における石綿の飛散防止が徹底されるといった効果が見込まれる。</p>	
想定される代替案	<p>①マニュアルにより石綿含有成形板等に係る飛散防止措置の普及啓発を行い、行政指導を強化する。</p> <p>②マニュアルにより事前調査の方法の普及啓発を行い、行政指導を強化する。</p> <p>③都道府県等による解体等工事現場への立入検査を強化する。</p> <p>④特定粉じん排出等作業後の解体等工事現場への立入検査を強化する。</p>	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
	遵守費用	<p>ア及びイについて、現行法の作業基準やマニュアル等と同様の措置を求めらるものであることから、遵守費用がほとんど発生しないものとする。</p> <p>国民における費用は、規制案と比較し、基本的に同程度である。</p>

行政費用	<p>規制対象の追加により、規制対象が現行の特定粉じん排出等作業（16,000件程度）の約5～20倍増加すると想定されるが、都道府県等においては、現在も、届出された特定粉じん排出等作業の現場のほかに、他法令に基づいて把握された解体工事現場にも立入検査を行っていること、事前調査結果の報告制度により、これまで他法令に基づいて把握された情報等の収集に要していた負担が軽減されること、電子システムにより立入検査対象が効率的に選別できるようになること、また、全ての現場に立入検査を実施するとは限らないことから、現時点において定量的に見込むことは困難である。</p>	<p>①及び②に関して、都道府県等においてパトロール及び他法令により現場を把握し、行政指導を行う等の費用が発生する。</p> <p>③及び④に関して、都道府県等におけるパトロールに伴う行政費用が発生するほか、③に関しては、作業基準が遵守されていない場合の作業基準適合命令等に係る費用が発生する。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p>規制の導入により、石綿の飛散防止が徹底され、国民の健康被害が防止される。リスクがゼロとなるべく露の閾値は明らかになっていないが、中皮腫は比較的低濃度のばく露でも発症することが知られており、国民の健康被害を防止するため、石綿の飛散防止を徹底する必要がある。</p>	<p>①～④に関して、石綿の飛散防止の徹底が図られず効果（便益）は小さいが、石綿の飛散防止のための行政費用が相当程度大きくなる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>アについて、今回新たに対象に追加される石綿含有成形板等については、湿潤化等の通常の解体事業者が対応可能な措置により石綿の飛散を防止することを想定しており、副次的な影響及び波及的な影響は見込まれない。</p>	<p>規制は導入しないため、副次的な提供及び波及的な影響は見込まれない。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>国民の健康被害の防止が効果（便益）であり、費用と比較しても明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、当該規制を導入することが妥当である。</p>	
その他の関連事項	<p>当該規制案については、中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止小委員会における検討、パブリックコメントを経て、最終的に2020年1月24日に開催された中央環境審議会において「今後の石綿飛散防止のあり方について」として答申された内容に基づいて検討している。</p>	
事後評価の実施時期等	<p>当該規制については、施行から5年を経過した後に事後評価を実施する。</p>	
備考		